

業務委託等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、業務委託、測量等コンサルタント（工事に係る実施設計及び監理の委託契約を除く。）、物品調達及び物品の賃貸借の入札結果等の公表に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 公表の対象は、入札、見積合せ及び設計額が30万円以上の1者随意契約（以下「入札」という。）とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次に掲げる事項とする。ただし、契約方法により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 入札日
- (2) 予算課名
- (3) 件名
- (4) 契約方法
- (5) 入札参加者名
- (6) 入札結果及び経過
- (7) 予定価格
- (8) 最低制限価格
- (9) 指名業者選定理由
- (10) 随意契約理由

(公表の方法等)

第4条 公表は、落札（承諾）者決定後、次に掲げる方法により行うものとし、公表期間は、当該入札により契約を締結した年度の翌年度末までとする。

- (1) 入札執行課において入札（見積）調書を閲覧に供する方法
- (2) 契約課が市ホームページへ掲載する方法
- (3) 契約課がちば電子調達システムへ掲載する方法（ちば電子調達システムを用いて執行した案件に限る。）

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行し、平成16年4月1日以降に締結する契

約に係る事務について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。